

教 育 委 員 会 5 月 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 令和6年5月21日(火)午後16時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員

教 育 長	入 野 浩 美
職務代理者	鈴 木 敏 之
委 員	福 島 幸 子
委 員	高 橋 信 子
委 員	石 川 一 幸

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	加 藤 史 子	参 事	中 島 健 一 郎
教育総務課	塚 本 富 美 代	学 務 課	塚 本 耕 司
生涯学習課	矢 内 良 則	文化振興課	佐 賀 憲 一
スポーツ振興課	寺 崎 敏 彦	指 導 課	岩 田 幸 一
学校給食センター	小 池 政 幸	図 書 館	武 藤 修 美
博 物 館	木 塚 久 仁 子	上 高 津 貝 塚	比 毛 君 男

5. 議 題
 - (1) 議 案

議案第4号	土浦市教育支援委員会条例の一部改正に対する意見について	(学務課) (非公開)
議案第5号	令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)に対する意見について	(非公開)
	・ 小学校遊具大規模修繕事業の補正予算(案)について	(教育総務課)
	・ 校内フリースクール等支援事業の補正予算(案)について	(指導課)
議案第6号	土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見について	(教育総務課) (非公開)
議案第7号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について	(教育総務課)
議案第8号	土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会委員の委嘱について	(教育総務課)
議案第9号	土浦市学区審議会委員の委嘱について	(学務課)
議案第10号	土浦市立上大津小学校開校準備協議会委員の委嘱について	(学務課)
議案第11号	土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について	(学校給食センター)
議案第12号	土浦市社会教育委員(兼土浦市生涯学習推進協議会委員)の委嘱について	(生涯学習課)
議案第13号	土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について	(生涯学習課)
 - (2) 報告事項
 - ① 土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会設置要綱の制定について (教育総務課)
 - ② 土浦市公共施設等再編・再配置計画に伴う社会教育施設の閉館について (生涯学習課)
 - (3) その他
 - ① 土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について (教育総務課)
 - ② 土浦市立上大津小学校基本設計に係る基本設計検討委員会及びワークショップの実施について (教育総務課)
 - ③ 100周年記念図書館フェスについて (図書館)
 - ④ 「春季美術展覧会」の開催について (文化振興課)
6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年5月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで、進行をさせていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が3件ございます。
議案第4号から議案第6号については、令和6年6月の土浦市議会に関係する案件であり、議会の開会前であることから、非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは議案第4号から第6号については、非公開といたします。
なお、本日は傍聴者がいませんので、次第のとおり進めさせていただきます。
それでは、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

————— 4月26日以降の行事について報告 —————

教育総務課
教 育 長 よろしいでしょうか。
それでは、次第の3番、議案へ移ります。
議案第4号、土浦市教育支援委員会条例の一部改正に対する意見について、学務課より説明をお願いします。

【議案第4号「教育支援委員会条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案の第4号につきましては、原案とおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第5号「令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)に対する意見について」ですが、教育総務課、指導課の2つの課にて補正がございます。
まず、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

【議案第5号「令和6年度土浦市一般会計補正予算(第1回)に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
議案第6号「土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見について」、教育総務課から説明をお願いします。

【議案第6号「土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして議案第7号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

教育総務課 に係る学識経験者の委嘱について」、教育総務課から説明をお願いします。

はい。

教育総務課でございます。定例会資料は、⑤－２ページをお願いいたします。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱についてでございます。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項において、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況、具体的に申し上げますと本市では、令和５年度の土浦市教育行政方針に記載のある各種事務事業について、翌年度に点検及び評価を行っておりますが、その結果について、報告書を作成し議会等に公表することが規定されております。

この点検評価を行う学識経験者につきまして、土浦市教育委員会における点検及び評価実施要綱第５条から第７条の規定により、表に記載の３名の有識者に委嘱を依頼したいと考えてございます。

お名前の頭に※印をつけてございます委員が、今回委嘱する方でございます。

まず、２の土浦市文化財保護審議会会長の田上顕氏におきましては、再任継続となります。任期につきましては、６月１２日から２年間お願いするものでございます。

３の片岡秀昭氏でございますが、こちらは、これまで点検評価の事業対象年度のＰＴＡ連絡協議会会長をお願いしておりますことから、新たに委嘱をさせていただくものでございます。任期につきましては、６月１２日から前任者の残任期間でございます。１年間お願いするものでございます。

なお、１番目に記載の茨城大学名誉教授であり、放送大学茨城学習センター所長の小野寺淳氏におかれましては、現在任期中でございます。

今後のスケジュールについてでございますが、６月の定例会において、点検評価報告書の素案についてご説明をさせていただいた上で、有識者によるヒアリングを７月に３回実施いたします。これを受けまして、８月定例会に議案として報告書を作成させていただき、議決後、９月の市議会に報告するとともに、ホームページで広く公表をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 はい。

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第７号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第８号「土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会委員の委嘱について」ですが、これは、次第４の報告事項の１番、「土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会設置要綱の制定について」と関連がありますので、教育総務課からまとめて説明をお願いします。

教育総務課 はい。教育総務課でございます。

議案第８号及び報告事項１につきましては関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

要綱に基づく委員委嘱となりますので、初めに、報告事項１の土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会設置要綱の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料は⑩を、お願いいたします。

上大津東小学校と菅谷小学校の統合校につきましては、３月議会において、土浦市立上大津小学校に名称が決定されました。

また、施設整備につきましては昨年度、公募型プロポーザルを実施し、楠山須藤特定業務共同企業体を基本実施設計委託の受託者に決定したところでございます。

今年度は、いよいよ基本設計についての協議が始まりますが、１の制定の趣旨にござ

ますとおり、上大津小学校地域の核として愛される学校とするためには、学校、保護者、地域が一体となり、事業を進めていく必要がございます。

この度、上大津小学校基本設計において、学識経験者、学校関係者及び地域の方々の視点から意見や助言をいただくことで、上大津小学校の教育向上を図ることを目的した、設置要綱を設定いたしました。

2の制定の内容でございます。

制定の主な内容は、第1条関係では検討委員会の設置目的、第2条関係は所掌事項・役割を、第3条関係は検討委員会の構成メンバー、第4条関係は検討委員会の委員の任期など、その他必要な事項を定めてございます。

検討委員会のメンバーにつきましては、この後、議案の委嘱についてにて改めてご説明をさせていただきますが、委員の任期については、基本設計業務は完了となる、今年度末の令和7年3月31日までとしております。

施行日につきましては、令和6年6月1日施行となります。

添付資料といたしまして、本要綱を2ページ以降に添付してございますので、後程ご覧いただきたいと存じます。

設置要綱についての説明につきましては、以上となります。

続きまして、議案8号、土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会委嘱について、ご説明をさせていただきます。

お手数ですが資料は、資料⑥の2ページ目をお願いいたします。

土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会、委員の委嘱につきましては、先ほどの報告事項で説明をさせていただきました土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会設置要綱第3条第2項の規定により、委嘱をお願いするものでございます。

表上から区分、学識経験者を有するものに記載の長澤悟氏、毛利靖氏の両名は、昨年度令和5年度の基本実施設計プロポーザル選定検討委員会の委員を務めていただいております。そのほか、統合となる上大津東小学校、菅谷小学校の校長及び土浦五中の学校長、同じくその下が保護者の代表として、3校のPTA会長。

また、統合となる2校の学校区にある地区全8地区の代表としまして、記載の地区長でございます。

以上16名の皆様に、検討委員会の委員委嘱をお願いするものでございます。

学識経験者、学校関係者、地域の方々の視点からご意見、ご助言をいただくことで、よりよい学校を作って参りたいと考えてございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

高 橋 委 員 高橋委員どうぞ。

この後にも、いろんな委員さんの委嘱が出ると思うんですけども、1回だけ言います。

結局、PTAの会長というと、みんな男性なんですよね。

今、男女共同参画で、委員を最低でも3割は女性にしましょうと言われるそうですね。そういう中でいうと、ちょっとどうなのかなという感じです。

例えば、どうしてもPTA会長じゃなきゃいけないのかなとか、保護者の中には、専門性のある方がいらっしゃると思うんですけども、

かなりの人が男性になってしまうと、今度できる小学校は男女共学の学校じゃないですか、先生も男女いらっしゃるわけですよね。そういう中で、女性の視点が欠けると思うんですよ。

前に避難所の話もありましたけれども、女性の視点が欠けたことによって、色んな不具合が発生しましたよね。男の人だとわかりにくいことってあると思います、女子生徒のこととかについても。

もう決まったことについて、どうこうは言いませんけれども、やはり何らかの配慮を教育委員会として、していく必要があるのかなと思いました。

教 育 長 はい、塚本課長どうぞ。

教育総務課 おっしゃるとおり、PTAの代表としてどうしてもPTA会長の方に委任する、地区長の方に委任するとなると、この委員会では16人中女性が3名ということで、ご指摘のとおりでございます。

もちろん学校建設にあたって、女性の視点という重要ですので、こちらのほかにもワークショップ、この後ご説明いたしますけども、ワークショップの方では、教職員の方々とか、ワークショップで募集するにあたって、女性の方も声を上げていただくように、興味を持っていただくようにお声掛けするとか、そういったところで、女性の視点からも、学校建設に携わっていただけるように、周知をして参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

高橋委員 ワークショップの話は、これはすごくいい取り組みだなと思いました。

教育長 そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第9号「土浦市学区審議会委員の委嘱について」、学務課から説明をお願いします。

学務課 はい。学務課でございます。

資料は⑦の2ページをお願いいたします。

土浦市学区審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

学区審議会につきましては、本市に学区設定の適正を期するため、教育委員会諮問に応じまして、市立小・中、義務教育学校の学区に関する事項を審議、答申することを任務としてございます。

委員につきましては、土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づきまして、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間の任期で委嘱をしておりますが、今般、委員の任期満了に伴いまして、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの任期で、委員を委嘱するものでございます。

なお、氏名の前に※印をしております委員7名が、今回新たに委嘱する委員でございます。それ以外の委員は、再任の委員でございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いします。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして議案第10号「土浦市立上大津小学校開校準備協議会委員の委嘱について」、学務課から説明をお願いします。

学務課 はい。学務課でございます。

続きまして、資料⑧の2ページをお願いいたします。

土浦市立上大津小学校開校準備協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

上大津小学校開校準備協議会につきましては、上大津小学校の開校に向けて、校歌、校章、通学バス、通学路の安全対策、学校の運営方針など、様々な事項及び課題等を協議検討するにあたり、上大津小学校開校準備協議会設置要綱第3条第1項の規定に基づき、統合対象校の保護者、地域住民及び教職員に委員を委嘱しているところでございます。

今般、統合対象校のPTA代表者及び教員の区分において変更がございましたので、氏名の前に※印をしております委員6名を、新たに委員の委嘱をするものでございます。

説明は以上でございます。
 よろしく願いいたします。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
 よろしいでしょうか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 10 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
 それでは、議案第 10 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
 続きまして、議案第 11 号「土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」、給食センターから説明をお願いします。

給食センター 学校給食センターでございます。
 サイドブックス資料⑨の 2 ページ目をお願いいたします。
 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてでございます。
 学校給食センター運営審議会につきましては、学校給食センターの運営に関する重要事項について調査審議するもので、土浦市立学校給食センター条例第 3 条の規定に基づき設置するものでございます。
 今般、現在の委員の委任期間が令和 6 年 5 月 31 日をもって満了となることから、資料に記載の皆様に、新たに委嘱させていただくものでございます。
 委任期間につきましては、令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。
 なお、※印の方々については新任となり、それ以外の方が再任となります。
 説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
 よろしいでしょうか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 11 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
 それでは、議案第 11 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
 続きまして、議案第 12 号「土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱について」、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課 はい。
 資料⑩の 2 ページをご覧ください。
 議案第 12 号土浦市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。
 土浦市社会教育委員につきましては、土浦市社会教育委員条例に基づき委嘱しておりまして、社会教育に係る事業や方針等に関して助言をいただいております。
 令和 6 年 5 月 31 日をもちまして任期満了となりますことから、土浦市社会教育委員条例第 3 条の規定に基づき、委嘱するものでございます。
 表中、氏名の欄に※印があります 4 名が、新たに委嘱する委員となります。そのほかは、再任の委員でございます。委嘱期間は 2 年間となります。
 なお、社会教育委員につきましては、生涯学習推進協議会委員を兼務していただいております。生涯学習推進計画の進捗状況等の確認をお願いしてございます。
 こちらは、土浦市生涯学習推進協議会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、市長が委嘱するものでございます。
 説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
 よろしいでしょうか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 12 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について」、生涯学習課から説明をお願いします。

土浦市公民館運営審議会委員の委嘱につきまして、資料の⑪の２ページをご覧ください。

議案第 13 号土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

土浦市公民館運営審議会委員につきましては、各地区公民館の運営や事業について、ご審議いただいております。令和6年5月31日をもって任期満了となりますことから、土浦市公民館条例第4条の規定に基づき、委嘱するものでございます。

同様に、表中氏名の欄にございます、※印がある8名が新たに委嘱する委員でございまして、そのほかは再任される委員でございます。委嘱期間は2年間になります。

説明は以上です。

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第 13 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上でございます。

続きまして、次第４、報告事項の１番、「土浦市立上大津小学校基本設計検討委員会設置要綱の制定について」は、議案８号とまとめて先ほど説明がありましたので、報告事項の２番に移ります。

報告事項の２番、「土浦市公共施設等再編・再配置計画に伴う社会教育施設の閉館について」、生涯学習課から説明をお願いします。

資料の⑬をご覧ください。

報告事項 2 の土浦市公共施設等再編・再配置計画に伴う社会教育施設の閉館についてでございます。

こちらの内容につきましては、2月の定例会におきまして、社会教育施設の再編・再配置に関しまして1度ご説明させていただいておりますが、その後の経過について報告させていただくものでございます。

ご案内のとおり、公共施設の多くは老朽化が進みまして、厳しさを増す財政状況を踏まえ、現状のまま維持していくことは厳しい状況でございます。今後も行政サービスを維持、持続可能なものにするために、公共施設等総合管理計画におきまして、施設総量の30%の縮減が目標とされました。

その実行計画となります公共施設等再編・再配置計画におきまして、このたび生涯学習館、青少年の家を令和6年度末をもって閉館するという方針が決定されたところでございます。

資料の2番目、閉館までのスケジュールでございます。

こちらにありますとおり、2月に閉館時期が決定した後に、市長部局におきまして、市内の4地区で再編・再配置計画に係る市民説明会を実施しております。

そして、今月 5 月になりますが、両施設の利用団体につきまして、これまでの経緯や新たな活動拠点等に関する説明会を実施いたしました。施設の閉館につきましては、概ねご理解をいただきましたが、特に参加者の関心が高かった内容につきましては、今後の活動拠点となる施設の使用方法などでございました。

資料の3にございます利用団体の新たな活動拠点につきましては、一つ目の生涯学習館、こちらにつきましては同好会ですとかサークル等が様々な学習をしている場所であるんですが、こちらの新たな活動拠点につきましては、施設の利用料金が比較的近い、8中学校地区にあります地区公民館をご案内させていただきました。2番にあります青少年の家につきましては、設置目的や利用形態が近い、新治地区にございます中央青年

の家、また近隣施設であります南部田中冷設スポーツフィールド、三中地区公民館等をご案内させていただきました。

その他になります、青少年の家につきましては全面借地でございますので、閉館後には速やかに建物を解体しまして、原状回復して、地主の皆様へ返還を進めていく予定でございます。

引き続き利用者の不安を解消し、新たな活動拠点へスムーズな移動ができますよう、丁寧にご案内していきたいと考えております。

説明は以上です。

教 育 長 この件につきまして御質問ございますか。

高橋委員、どうぞ。

高 橋 委 員 青少年の家に関しては、原状回復して地主さんに返すということですが、生涯学習館は、もともと市の土地に市の建物が建っていたということでしょうか。

今後閉館して、どうされるんですか。

生涯学習課 おっしゃるとおり、市の土地でございます、市の建物になります。

こちらの方は、閉館になる主な理由が、耐震性がない建物であること、エレベーターがないことといったものなんですけど、特に大きいのが、耐震性がない建物というので、基本的には建物を再利用して何か行うという考え方は無いというのが、まず1つございます。

その後の活用方法につきましては、再編・再配置計画の中で、どのような施設を使ったらいいのかというものを市長部局の方で考えておりまして、まだ明確な方向性というのは案内されていないのが現状です。

高 橋 委 員 ということは、耐震性がなければ、耐震補強しなければ使えないじゃないですか。

耐震補強するにもお金がかかるし、この方向性でいったら、解体せざるを得ないんじゃないですかね。解体してしまえば、今度できた市立のこども園のすぐそばだし、こども園が駐車場が足りなくて困ってるたりもするじゃないですか。

なので、壊して次に何かするまでの間は、駐車場として活用するっていうのもあるかと思えます。古い建物がそのまま建ってるのは、結構無駄かなと思います。

教 育 長 矢内課長、どうぞ。

生涯学習課 生涯学習館には隣接します勤労青少年ホームというものもございます、あちらも同じように、6年度末をもって閉館となる予定でございます。

一体の敷地の活用方法になりますが、先ほど言いましたとおりに、何を使うかというのは、市長部局の方で検討することとなります。

高 橋 委 員 わかりました。

ありがとうございました。

教 育 長 そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 よろしいでしょうか。

報告事項は以上となりますので、次第の5番 その他に移ります。

その他の1番、「土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について」、教育総務課から、説明をお願いします。

教育総務課 ———土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について説明———

教 育 長 よろしいでしょうか。

その他の2番、「土浦市立上大津小学校基本設計に係る基本設計検討委員会及びワークショップの実施について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課 ———土浦市立上大津小学校基本設計に係る基本設計検討委員会及びワークショップの実施について説明———

教 育 長 よろしいでしょうか。

石川委員、どうぞ。

石 川 委 員 僕すごくいいと思うんですけど、たぶん子供の参加者が少なくなってしまうたりと思うので、僕、前に学校名を決めるのも子供たちワークショップやってとかあったじゃ

ないですか。

これも、小学校のどこか授業で1回ワークショップやって、さらにそれを家に持ち帰ってまた持ってくるみたいな仕掛けをしたら、なんかより多くの子どもたちが巻き込めるなと思いました。

そんなのがあったらいい、素敵だなと思いました。

以上です。

教 育 長
教育総務課

塚本課長、どうぞ。

ご意見ありがとうございます。

前回の校名のときに、ご意見いただきましたので、上大津東小学校と菅谷小学校の校長先生には、委員がおっしゃったとおり提案をさせていただいておりまして、社会科ないしそういった授業の中で時間をいただけないかということで、お話をさせていただいて、内諾というか、協力するよということではいただいております。

そのときに、学校の先生とか、地域の方も含んで、想定では設計業者も含めまして、やはり子供たちの視点って大事で、やはり大人が考えられないような新しいアイデアを出してくるということで、設計業者のワークショップの考え方としても、子供たちを巻き込んだ設計を反映していきたいという考えを持ってございますので、そういったことでワークショップを進めていきたいと考えております。

ワークショップにつきましては、また中間で報告をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

教 育 長

それでは、ご意見よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員

鈴木委員、どうぞ。

このワークショップの講師の先生の設定は、教育委員会の方で探したわけじゃなくて、建設業者の方から話があったんでしょうか。

教育総務課

長澤先生はいろいろところで学校現場というか建設の方に携わってまして、設計業者の方からも長澤先生の専門性というのは、設計の方に生かしていきたいということで、講師として招きたいというのは設計業者もありましたし、私どもも検討委員会の委員に入らせていただいておりますので、適任ということでお願いしたいということで、両方からの要望でございます。

鈴 木 委 員
教 育 長

はい、わかりました。

この先生、ご専門なので、一般の方をワークショップで誘導してしまう、そういうことが懸念されるところであります。実はそれを一番嫌厭される方でして、そういう意味では、適任ではないかなというふうに思っているところでもあります。

よろしいでしょうか。

続きまして、その他の3番、「100周年記念図書館フェスについて」、図書館から説明をお願いします。

図 書 館
教 育 長

———100周年記念図書館フェスについて説明———

よろしいでしょうか。

高 橋 委 員

高橋委員、どうぞ。

ここに、図書館の外観とアルカス土浦の柱にウインドウマーキングで装飾するとあったんですが、具体的にウインドウマーキングってどういうことですか。

図 書 館

図書館の壁とか柱に、お願いしているアーティストの方に絵を書いてもらったものをくるんで貼ったり、記念の絵を飾ったりいたします。

高 橋 委 員
図 書 館
教 育 長

特に電飾を使ったりはしないんですか。

今のところ、電飾は予定してないです。

よろしいでしょうか。

続きまして、最後その他の4番、「「春季美術展覧会」の開催について」、文化振興課から説明をお願いします。

文化振興課
教 育 長

———「春季美術展覧会」の開催について説明———

よろしいでしょうか。

それでは本日の案件は以上でございます。次回の定例会の日程について、教育総務課か

教育総務課

ら連絡をお願いします。

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和6年5月の教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。